

公認スキーパトロール研修規程

第1条 公認スキーパトロール規程第8条第1項第1号に定めた公認スキーパトロール研修（以下「研修会」という。）は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）が主催し「（公財）全日本スキー・スノーボード連盟スキーパトロール研修会××会場」と称する。ただし、加盟団体が主管する場合は、本連盟の承認を受けなければならない。

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

第3条 研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。

2 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。

第4条 研修会の開催期日及び会場は、主管団体のホームページ等で周知する。

2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。

3 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。

第5条 研修会年度は、本連盟年度とする。

第6条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。

- （1）研修会の責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事・安全対策部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者。
- （2）研修会の主任講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキーパトロール技術員とする。なお、本連盟主催主管のスキーパトロール技術員研修会についても同様の取扱いとする。
- （3）研修会の講師は、本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員とする。加盟団体主管の研修会においては、主管加盟団体長の責任において主管加盟団体長が選任する者も活用することができる。なお、本連盟主催主管のスキーパトロール技術員研修会については、本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員とする。
- （4）研修会の必修単位は4単位とし、1単位の研修時間は2時間以上とする。ただし、欠単位がある場合は、別の会場で不足分を補うことができる。
- （5）研修会の研修内容は、公認スキーパトロール規程第5条で定めた内容とし、研修方法は主管団体が定める。
- （6）本連盟が主管する研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、本連盟会員登録システムから申込む。
- （7）加盟団体が主管する研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申し込む。
- （8）本連盟が主管する研修会の主任講師は、参加者の出欠を事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- （9）加盟団体が主管する研修会の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。

第7条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主

管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年8月 改訂

昭和63年5月 改訂

昭和63年6月 改訂

平成2年11月 改訂

平成5年6月 改正

平成7年10月13日 改正

平成8年10月15日 改正

平成12年9月20日 改正

平成15年6月27日 改正

平成16年11月2日 改正

平成18年6月15日 改正

平成20年6月25日 改正

平成21年9月18日 改正

平成22年8月31日 改正

平成23年9月20日 改正

平成25年7月9日 改正

平成26年7月15日 改正

平成29年7月15日 改正

令和2年11月6日 改正

令和3年7月7日 改正

令和4年4月18日 改正

令和5年7月5日 改正

令和5年9月14日 改正

令和8年7月16日 改正、令和8年8月1日 施行